給 水 装 置 工 事 の 手 引 き

愛西市水道事業　上下水道部上水道課

令和４年 ５ 月　改訂

１．給水装置工事の申込み
１－１ 工事種別
１－２－１ 給水装置の種類
１－２－２ 集合住宅での給水装置について
１－３ その他

２．給水装置工事の設計・施工
２－１－１ 引込管新設工事について
２－１－２ 既設引込管撤去工事について
２－２ 使用材料について
２－３ 土工について
２－４－１ 推進工法での配管について
２－４－２ 水路等構造物・地下埋設物等の横断について
２－５ その他

３．受水槽方式による給水

４．配水管について

５．量水器の適正使用水量

６．利害関係人について

７．給水装置工事の変更・取消し

８．関係機関協議について
８－１ 道路使用について
８－２ 道路・河川・水路等の占用等について
８－３ 地下埋設物について
８－３－２ 埋蔵文化財包蔵地について
８－４ 鉄道について
８－５ 地元、消防署、その他機関について

９．区域外給水について

10. 提出書類について

11. 工事の流れ

12. 加入者分担金・設計審査手数料

13. 承認工事（配水管布設工事）について
13－１ 設計・施工について
13－２ 関係機関協議について
13－３ 提出書類について

１．給水装置工事の申込み

給水装置工事をしようとする者は、指定給水装置工事事業者（以下「指定工事店」と言う。）に依頼し、当水道事業に申込み、その許可を受けなければなりません。依頼を受けた指定工事店は、当水道事業に工事の申込みをし、工事設計について審査を受け、これに合格した設計に基づいて工事を行ってください。軽微な修理を除き、許可を受けずに工事を行った場合、給水停止や過料に処せられる恐れがあります。

工事に要する費用はすべて申込者の負担（一部撤去工事を除く）となります。

提出書類における関係者の署名、押印は申込者の責任で行ってください。また、適正な設計施工および事務手続きが円滑に行われるように、当水道事業のほか関係機関と事前協議を行ってください。

本来、給水装置とは、配水管から分岐して引き込まれた給水管とそれに直結している蛇口などの給水用具のことをいうが、当水道事業では主として、配水管の分岐部分からメーターバルブ（仮にこの範囲部分を「引込管」と呼称する。）および量水器までについて管理・指導を行っているため、提出書類への記載は引込管および量水器までとし、敷地内管の部分については不要とする。

１－１ 工事種別

⑴ 新設

① 新たに引込工事を行い、給水を受けるとき

② 分譲開発で先行設置した引込管を利用し、新たに給水を受けるとき

⑵ 移設

① 既設の引込管を撤去し、新たに同じ敷地の他の場所で引込工事を行い、給水を受けるとき

② 既設の引込管を撤去し、新たに他の敷地で引込工事を行い、給水を受けるとき

③ 敷地内において、既設の引込管を利用して量水器の位置を変更するとき

申込書の「量水器の口径」欄の右余白部分に、メーター番号を記入すること。

①及び②の場合は、既設引込管は配水管との分岐部分にて切離すこと。ただし、当該箇所が道路改良による道路形状の変更などにより、当水道事業が配水管を布設替えする計画があるときは、既設引込管の切離しは配水管との分岐部分でなくてもよいものとする。

②の場合は、申込書の「給水装置の設置場所」欄を二段にわけ、上段に移設先の設置場所、下段に現在の設置場所を記入すること。

③の場合で、量水器の位置が大きく変わるときは、敷地境界から 1.0m 以内の位置に一次バルブを設置すること。

⑶ 口径変更

① 既設量水器を増径するとき

② 既設量水器を減径するとき

新たな引込工事を伴う場合は、既設引込管を配水管との分岐部分にて切離すこと。

⑷ 撤去

① 引込管を撤去し、今後一切の給水を受けないとき

② 共用栓各戸メーターにおいて、一部のメーターを撤去し、その水栓で今後一切の給水を受けないとき

申込書の「量水器の口径」欄の右余白部分に、メーター番号を記入すること。

専用栓又は共用栓（後述する一部の場合を除く）の撤去の場合は、工事費用及び経費・手数料等すべてを当水道事業が負担します。申込者に一切の負担はありません。

①の場合は、既設引込管を官民境界にて切離し、量水器を返却すること。ただし、臨時栓である場合は申込

者の負担で既設引込管を配水管との分岐部分にて切離すこと。
②の場合は、該当する箇所のメーターバルブを撤去しキャップを打つこと。

⑸ 分譲開発
分譲開発により、舗装先行工事のため各戸に引込管の設置（量水器は取付けない）を行うとき

申込み時に誓約書を添付すること。
施工後は止水栓のレバーハンドルをはずし、当水道事業へ提出すること。また、引込管は申込者において適切な管理をすること。
将来、各戸申込み時において、土地の利用形態等の変更により当該先行引込管を移設又は撤去する必要があるときは、申込者の責任・負担により施工すること。

※ 土地利用計画が決まっており、将来（おおむね３年以内）に給水の予定がある場合において申込むことができる特例である。そのため、具体的な土地利用計画もなく単に舗装工事が行われるという理由では申込むことはできない。

１－２－１ 給水装置の種類
⑴ 専用栓
１世帯で専用するもの
⑵ 共用栓
２世帯以上で共用するもの
⑶ 消火栓
公設、又は私設として消防用に使用するもの
⑷ 臨時栓
工事用などで臨時に使用するもの
水道料金は臨時の適用となります

１－２－２ 集合住宅での給水装置について
⑴ 専用栓の場合
集合住宅等の世帯数にかかわらず、建物全体を１戸として扱い、親メーターのみを設置します。
加入者分担金は、設置する親メーターの口径による金額を徴収します。
水道料金は、親メーターにより計量し、料金納入義務者へ一括請求します。

⑵ 共用栓の場合
① 親メーターのみを設置する場合
加入者分担金は、設置する親メーターの口径による金額を徴収します。
水道料金は、各世帯が均等に使用したとみなし、使用水量と世帯数から料金算定を行い、料金納入義務者へ一括請求します。
検満による親メーターの交換は、当水道事業が行います。給水装置所有者側での子メーターの設置および交換については、一切関与しません。子メーターの交換は給水装置所有者にて行って下さい。
② 各戸にメーターを設置する場合
加入者分担金は、分担金にメーターの個数を乗じた金額を徴収します。
水道料金は、戸別検針を行い各世帯に直接請求します。
検満によるメーターの交換は、当水道事業が行います。
引込本管は、一つの建物につきまたは同一敷地内の建物群につき原則１箇所とし、敷地境界から1.5m以内に一次バルブを設置した後、枝管分岐により各戸へ引込み、メーターを設置します。

(1)(2)のまとめ

	専用栓	共用栓	
		親メーター	各戸メーター
貸与するメーター数	１個	１個	複数個
加入者分担金	口径別分担金×１	口径別分担金×１	口径別分担金×複数
水道料金	全体で１世帯計算	複数世帯計算	戸別に１世帯計算
水道料金請求先	納入義務者へ一括請求	納入義務者へ一括請求	各世帯へ戸別請求

階や部屋、棟により、給水方式（専・共用栓や親・各戸メーターの別）を異なるものにすることはできません。

３階以上の建物について給水方式が共用栓・各戸メーターの場合は、１・２階は直圧での給水とし、３階以上については個別受水層（枝管分岐後に各戸メーターを設置した後、個別受水層・個別ポンプを設置）での給水とする。

直結増圧式（給水管の途中に増圧装置を取付けて、受水槽を経由しないで直接高層階へ給水する方法）による給水方法は、当水道事業では採用していません。

共用栓・各戸メーターの場合について、メーターの出庫は原則として一括で行い個別では行いません。しかし、工事用等で使用したい場合は、先行してメーターを一個出庫し、残りを一括で出庫するものとする。また、各メーターボックスの蓋の裏に部屋番号を記入し、すべて開栓状態にしておくこと。

１－３ その他

・ 工事予定年月日は、道路使用許可や地元等への通知を考慮した上での日付を記入すること

・ ３月中の給水装置工事申込みは原則として受付けない（４月１日付での先行申込み及び道路使用許可の先行取得は可能）

ただし、３月中に給水が必要で、月内に分担金納入及び施工ができるときはこの限りでない

また、分譲開発等の他工事に伴い舗装本復旧のみがやむを得ず翌年度に先送りする場合については、事前に相談・届出をすること

・ 移設・口径変更・撤去の場合は、給水装置所有者を確認すること

・ 配水管本管の布設を行うときは、承認工事申込書を提出すること

・ 直圧での給水は２階までとする

・ 分譲開発の場合を除き、引込管の設置工事のみを行って量水器を設置しないことはできません

・ 移設または口径変更をしようとする際、既設引込管を配水管との分岐部分にて切離すことを免れるため、移設または口径変更の申込みではなく、撤去および新設の申込みをすることはできません

・ 移設の際に新旧建物の新築と解体双方で水が必要であるときは、まず移設先住所の「新設・臨時栓」を申込み、その後「撤去・臨時栓」と「移設・専用栓」を同時に申込むこと

・ 移設又は撤去の場合で、既設引込管を存置することはいかなる理由があっても認めません

ただし、道路改良による道路形状の変更などにより当水道事業が配水管を布設替えする計画があり、将来既設引込管がなくなることが確実なときは、存置を認める

・ 道路が行き止まりの場合を除き、引込管は道路に対して縦断で布設することができないので、縦断配管が必要な場合は、配水管を布設した上でその配水管から引込管を分岐すること

２．給水装置工事の設計・施工

給水装置工事申込書に設計図を添付し、設計審査を受けた施工方法で工事を行ってください。なお、正当な理由かつ事前の協議なく、承認を得た工法以外で施工をした場合は、指定の取消し若しくは指定の停止に処せられるので注意してください。

施工は、給水装置主任技術者若しくは給水装置主任技術者の指導監督下にある作業員が行ってください。

関係機関の許可や協議・立会い等、必要な諸手続きを行い施工してください。施工中、万一不測の事故や埋設物の破損等が発生した場合は、直ちに警察署や道路・水路管理者、埋設物の占用者等に連絡し、その指示に従ってください。当水道事業へは事後、報告をしてください。

２－１－１ 引込管新設工事について

新設・移設・口径変更・分譲開発に伴い新たに引込工事を行うときは、次の事項に留意してください。

(1) 配水管からの分岐について

・ 分岐方法は、配水管口径がφ40㎜以上の場合はサドル分水栓、φ40㎜未満の場合はチーズとすること
・ 原則として分岐の口径は、配水管の口径より小さい口径とすること
・ 分岐できる配水管はφ200㎜以下とし、φ250㎜以上のときはサービス管を設け、そのサービス管から分岐給水をすること

ただし、使用水量等によっては、この限りではないものとする

・ サドル分水栓の取付け間隔は３０ｃｍ以上とすること
・ サドル分水栓を設置後に、防護シートを施工すること
・ 配水管および引込管の管上３０ｃｍ～５０ｃｍの位置に埋設表示テープを設置すること
・ 配水管からの引込管分岐位置において、舗装本復旧後標示ピンを設置すること（国・県道は除く）
・ 本管からの分岐作業、又は既設引込管の圧着等の作業を行うときには、原則として当水道事業職員の立会いを求めること
・ 当水道事業の水道管以外から分岐を行わないよう十分注意すること
・ 配水管の管種や口径、その他状況に異変があるときは、当水道事業に連絡すること

(2) 引込管・量水器について

・ 特別の事情がない限り配水管に対して直角に引込管を布設し、量水器を設置すること
・ 引込管の埋設深さは管上８０ｃｍとすること（市道・字道以外は当該道路等管理者の指示による）
・ 他の構造物または埋設物との間に、原則３０ｃｍ以上の離隔をとること
・ 原則として、量水器と引込管は同一の口径とすること

ただし、φ13㎜の量水器のときは将来性の観点からφ20㎜の引込管とすること

・ 量水器は敷地境界から1.0m以内（道路のセットバックがあるときは後退線から1.0m以内）で、かつ検針に支障のない場所に設置すること

ただし、維持・管理上当該位置に量水器の設置が不可能な場合は、当水道事業が認めた場合に限り、当該範囲内に一次バルブを設置し、量水器を別の位置に設置できる

・ 引込管が設置されたら、一週間以内に量水器を設置すること
・ 配水管からの分岐引き込みは、一つの建物につきまたは同一敷地内の建物群につき１箇所とすること

ただし、二世帯住宅または新家の場合は除く

・ 既設引込管を利用して新設や口径変更等の工事を行う場合は、既設甲止水栓や既設メーターバルブを撤去し、新たに当水道事業指定のバルブを設置すること

２－１－２ 既設引込管撤去工事について

移設・口径変更・撤去に伴い、既設引込管の撤去工事を行うときは、撤去方法や費用負担が状況により異なりますので注意してください。

共用栓各戸メーターの移設または撤去の場合は、原則として、同時に全部のメーターを移設または撤去してください。

既設引込管を配水管との分岐部分にて切離す場合において、分岐部分がチーズであるときはその部分を切り取り、配水管を直線にしてください。分岐部分がサドル分水栓のときは、コックを閉めキャップをしてください。

官民境界にてキャップ打ちの場合において、既設引込管が開渠水路を上越ししているときは、道路水路境界にてキャップ打ちをし、横断管は撤去してください。

(1) 移設の場合

	専用栓／共用栓親メーター	共用栓各戸メーター		臨時栓
		全部移設	一部移設	
既設引込管の撤去方法	配水管との分岐部分にて切離し	配水管との分岐部分にて切離し	メーターバルブを撤去しキャップ打ち	―――
費用負担	申込者	申込者	申込者	―――

(2) 口径変更の場合

	専用栓／共用栓親メーター	共用栓各戸メーター		臨時栓
		引込本管の口変	各戸メーターの口変	
既設引込管の撤去方法	配水管との分岐部分にて切離し	配水管との分岐部分にて切離し	引込本管との分岐部分にて切離し	―――
費用負担	申込者	申込者	申込者	―――

(3) 撤去の場合

	専用栓／共用栓親メーター	共用栓各戸メーター			臨時栓
		全部撤去	一部撤去	一部移設後に残り撤去	
既設引込管の撤去方法	官民境界にてキャップ打ち	官民境界にてキャップ打ち	メーターバルブを撤去しキャップ打ち	配水管との分岐部分にて切離し	配水管との分岐部分にて切離し
費用負担	当水道事業	当水道事業	申込者	申込者	申込者

２－２ 使用材料について

- φ50㎜以下の引込管については、１種二層のPP（ポリエチレン管）を使用すること
- VP（塩ビ管）については、管・継手共にHI（耐衝撃性硬質）のものを使用すること
- サドル分水栓は、ボール式を使用すること
- 量水器の道路側に設置するメーターバルブは、盗水防止型逆止弁付伸縮止水栓（ボールリフト式、閉栓時のみレバーハンドルが取外し可能)を使用すること
- メーターボックス、仕切弁筐等は愛西市章入りのものを使用すること
  ただし、鉄製メーターボックスや一次バルブ用止水栓ボックスは市章入りでなくでもよい
- 一次バルブは、スリースバルブ（右回し閉）を使用し、埋設深さは３０ｃｍ以内とすること
- 使用材料はJWWA、JIS、自己認証の規格品および準拠品とすること（メーカーは問わない）

２－３ 土工について

⑴ 市道・字道の場合

・ 埋戻し構成について、管上３０ｃｍを砂で埋め戻して、その上は砕石を埋戻し舗装仮復旧を行うこと（管上が８０ｃｍ未満の場合は、上水道課の指示に従って下さい。）

・ 舗装仮復旧は必ず行い３ｃｍとし、十分養生してから本復旧を行うこと

・ 市道幹線道路（１級・２級）の舗装本復旧は、密粒・粗粒各５ｃｍの二層とすること

・ その他の道路の舗装本復旧は、密粒５ｃｍとすること

・ 舗装本復旧は掘削より３０ｃｍの影響幅をとること。但し、影響幅をとったときに、残りの舗装が境界まで１００ｃｍ未満の場合は、その部分も本復旧すること。なお、着手前に道路上に亀裂やひび割れが確認できる場合には、その状況を写真に収め事前に協議・相談すること

ただし､舗装が数年内にやり直しされており影響幅以上に施工する必要がないと認められたときにはこの限りではない

・ 白線等については、仮舗装のときにはマーカー等で仮に復旧し、本舗装後に現況復旧すること

・ 臨時栓新設工事の舗装本復旧については、撤去が前提となるため、１年以内に臨時栓撤去工事をする予定のときはその工事のときでよい

⑵ 国道・県道の場合

当水道事業職員と同行の上、県海部建設事務所維持管理課と協議し、指示に従ってください。

⑶ 水路敷等の場合

当該水路管理者等の指示に従ってください。

特段の指示がないときは、市道・字道の方法に準じてください。

２－４－１ 推進工法での配管について

推進工法で配管する場合は、関係機関に地下埋設物の確認を行い、かつ推進工事の許可を得てください。鞘管を用いるときは、切口の面取りを十分に行い、切口と PP が接触しないように保護策を講じてください。

２－４－２ 水路等構造物・地下埋設物等の横断について

⑴ 開渠水路の場合

原則として、構造物から適切な間隔を設け下越しで配管すること。

ただし、水路断面または深度が過大な場合や水路床構造物が存しない場合など、構造物の下越しが困難であると判断されたときは、上越し配管することができるが、その場合は事前に水路管理者と協議し了解を得ること。

＜上越し配管の方法＞

露出部分の引込管を SGP-VB で配管し、その管に保温材を巻き、さらに鞘管 SGP-VD で保護する。鞘管と PP 引込管が接触しないよう鞘管より SGP-VB 引込管を長くし、土中にて引込管の異管種接続を行う。

⑵ 暗渠水路・地下埋設物の場合

原則として、引込管と構造物との離隔が３０ｃｍ以上かつ引込管の土被りが２０ｃｍ以上のときは、上越しで配管することができるが、そうでないときは下越しで配管すること。

ただし、暗渠水路について断面または深度が過大な場合や水路床構造物が存しない場合など、構造物の下越しが困難であると判断されたときは、上越し配管またはコアを開けてその中に配管することができるが、コア開け配管をする場合は事前に水路管理者と協議し了解を得ること。

＜離隔・土被りが取れない場合の上越し配管の方法＞

引込管を PP から SGP-VB に変換した後、エルボを 4 個使用し上越しを行い、SGP-VB から PP に再度変換する。

＜コア開け配管の方法＞

横断部分の引込管をSGP-VBで配管し、鞘管SGP-VDで保護する。鞘管とPP引込管が接触しないよう鞘管よりSGP-VB引込管を長くし、引込管の異管種接続を行う。コアと鞘管の間隙はモルタル等で埋める。

２－５ その他

施工にあたっては、道路交通法、労働安全衛生法等の関係法令及び工事に関する諸規定を遵守し、常に交通及び工事の安全に十分留意して現場管理を行うとともに、工事に伴う騒音・振動等をできる限り防止し、生活環境の保全に努めること

３．受水槽方式による給水

次のような場合は、受水槽を設置してください。

- 一時に多量の水を必要とする場合
- 常時一定の水量・水圧を必要とする場合
- ３階以上の建物へ給水を行う場合
- 量水器の取替え又は工事による断水時や給水制限の際に、重大な支障をきたす恐れのある場合
- 当水道事業が必要と判断する場合

受水槽は、量水器より宅内側に設置してください。

貯水槽水道施設調査票を提出してください。また、水槽容量が10tを超えるときは、別途所定の様式により市役所市民協働部環境課へ届け出てください。

なお、設置後の受水槽の維持、点検および受水槽以降の水質は、その設置者が責任を持って管理してください。また、設置後に廃止や休止等の変更があった場合は、別途所定の様式により届け出てください。

４．配水管について

口径がφ25㎜以上の管を配水管とし、φ25㎜未満の管は配水管とみなしません。

(1) 配水管の口径と量水器数

配水管の口径により分岐できる量水器の基準個数を次表のとおりとするが、配水管が循環している場合は、該当個数に1.5を乗じた数とする。

なお、周囲の建物および配水管の状況を考慮し、基準個数は増減することがある。

配水管口径	φ１３mm量水器	φ２０mm量水器	φ２５mm量水器	φ４０mm量水器
φ２５mm	５	２		
φ４０mm	１５	６	３	
φ５０mm	３０	１０	６	２

(2) 配水管の口径と距離

配水管の口径により水圧を確保できる基準距離を次表のとおりとする。

口　径	φ２５mm	φ４０mm	φ５０mm
距　離	８０m	１９０m	３００m

５．量水器の適正使用水量

量水器の口径については、次表の基準値により決定して下さい。

なお、給水開始後に使用水量が基準値を超えている場合は、申込者の責任・費用負担にて適正口径へ変更しなければなりません。

（単位：㎥）

口 径	型 式	1時間当り最大使用水量	1日当り最大使用水量		1ヶ月当り最大使用水量
			10時間使用	24時間使用	
φ１３mm	接線流羽根車式	１．５	５	１０	１００
φ２０mm		２．５	１０	２０	１７０
φ２５mm		３．０	１１	２２	２６０
φ４０mm		６．０	２４	４８	４２０
φ５０mm		１２．０	４３	８６	７００
φ５０mm	たて形ウォルトマン	２０．０	９０	１８０	２６００
φ７５mm		４０．０	１８０	３６０	４１００

６．利害関係人について

他人の土地の使用あるいは給水装置からの分岐は、利害関係人同士の問題であり、当水道事業は直接関与できませんが、工事中または工事後のトラブル防止のため、関係書類を提出してください。

他人の土地を通過して給水装置を設置しようとする場合、または他人の土地に給水装置を設置しようとする場合は、土地使用承諾届を提出してください。

他人の引込管から分岐して給水装置工事を行う場合は、給水装置分岐承諾届を提出してください。

７．給水装置工事の変更・取消し

(1) 変更の場合

申込書提出後に提出書類の記載事項や施工方法等の変更がある場合は、速やかに給水装置工事変更届及び必要書類を提出してください。

(2) 取消しの場合

申込書提出後に工事を取消す場合は、速やかに給水装置工事取消届を提出してください。

既に設計審査手数料が納入されているときは、同手数料の返却はしません。

加入者分担金の納付書が通知されているときは、速やかに同納付書を返却してください。加入者分担金が納入されている場合において、工事が未着手のときは同分担金は返還されます。しかし、給水装置が設置済みのときは取消届は受理しませんので、給水装置工事申込書の撤去の申込みを行ってください。（分担金は返還しません。）

８．関係機関協議について

８－１ 道路使用について

道路掘削を伴う場合は道路使用許可を得て施工してください。許可証は携帯し、条件を遵守して施工してください。また、事前に地元総代および近隣住民への周知を行い、保安設備や工事案内等を適切に設置して施工してください。

(1) 国・県道の場合

当水道事業が道路使用許可申請を行います。申請に係わる書類（位置図・設計図・保安設備設置図・工程表等）を当水道事業へ３部提出してください。

当水道事業職員と同行の上、県海部建設事務所維持管理課と協議し、指示に従ってください。

〔参考〕愛知県建設部 保安設備設置基準　http://www.pref.aichi.jp/douroiji/image/hoan.pdf

(2) 国・県道以外の場合

申込者（指定工事店）が道路使用許可申請を行います。市土木課にて申請書類に受付印を受領した後、津島警察署へ提出して下さい（作成部数計３部）。許可が下りたら、許可証と条件事項の写しを市土木課へ提出して下さい。

８－２ 道路・河川・水路等の占用等について

国・県道、河川（堤防及び堤防下）、土地改良区用地（施設敷地及び水路）等で工事をする場合は、当該管理者から占用または施設使用等の許可を得る必要があります。

占用位置や施工方法、舗装復旧方法・面積、保安設備設置については、当該機関と協議してください（国・県道、河川については当水道事業職員と同行の上、県海部建設事務所維持管理課と協議し、指示に従ってください）。また、その協議記録を給水装置工事申込書に添付して提出してください。

許可申請は当水道事業が行いますので、申請に必要な書類（位置図・設計図・保安設備設置図・工程表・承諾書等の必要書類）を当水道事業へ３部提出してください。

許可が下りるまで２週間から４週間程度かかるので、余裕を持って書類の提出をしてください。

地元の土地改良水路などの場合で、口頭許可で文書がないときは、水路占用承諾届を給水装置工事申込書に添付してください。

※ 量水器を越えてからの敷地内管が土地改良水路を横断するなど、敷地内管について占用または施設使用等の許可を得る必要がある場合については、申込者が許可申請を行ってください。

＜一部参考＞

国・県道、河川　：県海部建設事務所 維持管理課　0564-24-2111

水路　：　(独)水資源機構 木曽川用水総合管理所　0587-97-3710

海部土地改良区　0567-65-5225

宮田用水土地改良区　0587-32-4151

日光川西悪水土地改良区　0567-26-5153

愛西市四土地改良区　0567-26-2609

８－３ 地下埋設物について

必ず、掘削付近の地下埋設物の確認を行い、関係機関の指示に従って協議・立会い・書類提出等を行ってください。

なお、関係機関と協議等を行った場合は、協議等の回答の写しを着手届に添付してください。

施工中に他の地下埋設物を損傷するなどあった場合は、申込者と当該機関において処理し、竣工届においてその報告書を添付してください。

＜一部参考＞

電気ケーブル ： 中部電力（株）津島営業所　　0567-28-8499

電話ケーブル ： （株）ＮＴＴ西日本ー東海 社外工事立会センター 一宮　0120-76-7771　0586-73-5155

ガス管 ： 東邦ガス（株） 他工事受付センター　052-872-9556

水道管　県営水道 ： 県尾張水道事務所 配水課　0586-45-1170

農業用水道 ： 海部土地改良区　0567-65-5225

組合水道 ： 各地元組合

８－３－２ 埋蔵文化財包蔵地について

『周知の埋蔵文化財包蔵地』として認定されている区域がありこれらの区域を掘削する場合には、６０日前までに、文化庁長官まで届出を行う必要があります。詳しくは市生涯学習課にて協議を行って下さい。

（石器・土器などの遺物や貝塚・古墳・住居跡などの遺跡が土中に埋もれている土地であって、地域社会で認識されている土地のこと）

また、『周知の埋蔵文化財包蔵地』以外の区域であっても遺物及び遺跡が発掘された場合には、文化庁長官に届出を行う必要があります。

８－４ 鉄道について

鉄道と近接する場所で作業を行うときは協議を行ってください。

なお、協議を行った場合は、回答の写しを着手届に添付してください。

＜参考＞

鉄道 ： 名古屋鉄道（株）西部土木管理区　058-262-3233

８－５ 地元、消防署、その他機関について

地元総代又は副総代、周辺住民および消防署へは、施工業者が責任を持って連絡・周知してください。

また、車両通行止めを伴う交通規制を伴う施工の場合には、教育関係機関、環境課（ごみ収集車）、給食センター（配送車）、総合支所（巡回バス）等への連絡も、施工業者が連絡をして下さい。

９．区域外給水について

(1) 申込み住所が愛西市水道事業の給水区域で、他水道事業体から給水を受ける場合

愛西市水道事業の給水区域に住所地があり、同地に接する道路に配水管がない、又は同地から遠く離れた場所に配水管があるという状況で、他水道事業体から給水を受けたいときに行います。

区域外給水は、愛西市水道事業から給水可能となるまでの暫定的なものであり、同地まで配水管が布設され愛西市水道事業から給水可能となったときは、６ヶ月以内に申込者の責任・負担で給水切替工事を行わなくてはなりません。

① 給水装置工事申込書に誓約書（区域外給水）を添付して提出して下さい

② 愛西市水道事業が区域外給水が妥当であると判断した場合、愛西市水道事業から他水道事業体へ区域外給水の依頼を行います

しかし、妥当でないと判断した場合は、愛西市水道事業の配水管から承認工事を行い給水をして下さい

③ 他水道事業体から区域外給水の許可が下りたら、他水道事業体の指示に従い工事を行ってください

しかし、許可が下りなかった場合は、愛西市水道事業の配水管から承認工事を行い給水をして下さい

(2) 申込み住所が他水道事業体の給水区域で、愛西市水道事業から給水を受ける場合

他水道事業体から愛西市水道事業へ区域外給水の依頼があり、愛西市水道事業が区域外給水が妥当であると判断した場合は、愛西市水道事業へ給水装置工事申込書を提出して下さい。様式や施工はすべて愛西市水道事業の仕様で行ってください。

10. 提出書類について

(1) 給水装置工事申込書

給水装置工事をする場合に提出してください。

〔添付書類〕位置図（縮尺 1/2000 以上、給水装置設置場所を明示すること）

設計図（平面図・配管詳細図・断面図・道路占用部分の材質、数量・土工定規図を記載すること）

使用材料表（名称・形状寸法・適用規格・製造者等を記載すること）

建築確認済証の表紙の写し（建築確認済証がない場合は理由書と土地の所有者が確認できるもの（固定資産税課税台帳登録事項証明書等）を添付すること
分譲開発の場合は開発許可証の写し等を添付すること）

公図の写し（申請場所を赤色で明示すること、縮尺変更不可）

＜工事種別による申込書の添付書類＞

工事種別 / 添付書類	新 設	移 設		口径変更	撤 去	分譲開発
		移設先	移設元			
位置図	○	○	○	○	○	○
設計図・使用材料表	○	○	○	○	×	○
建築確認済証・公図	○	○	×	△*1	×	○*2

＊１　家屋の新築等を伴う場合については提出すること

＊２　開発許可証または、道路に関する工事の設計及び実施計画承認書の写しを添付すること

＜工事箇所による設計図の内容＞

設計図 / 工事箇所	平面図	配管詳細図	断面図	土工定規図
道路掘削	○	○	○	○
敷地内掘削	○	○	×	×
メーター取付のみ	○	×	×	×

※　平面図は方位を明記し、かつ敷地境界からのメーター位置（集合住宅においては一次バルブの位置）を明記すること

※　共用栓・各戸メーターでの集合住宅の場合は、各メーターまでの平面図・配管詳細図を描き、各メーターに部屋番号を明記すること

(2) 誓約書

分譲開発により、舗装先行のため各戸に引込管の設置（量水器は取付けない）を行うときに提出してください。

愛西市水道事業でない他の水道事業体から、給水を受けるときに提出してください。

(3) 貯水槽水道施設調査票

受水槽を設置する場合に提出してください。

また、水槽容量が 10t を超える場合は、別途所定の様式により市役所市民協働部環境課へ届け出てください。

(4) 土地使用承諾届

他人の敷地に給水装置を設置する場合に提出してください。

〔添付書類〕位置図（使用する土地を赤色で明示すること）

土地の所有者が確認できるもの（固定資産税課税台帳登録事項証明書等）

(5) 給水装置分岐承諾届

他人の給水装置から分岐して給水装置を設置する場合に提出してください。

(6) 給水装置工事着手届

工事を着手する前にあらかじめ提出してください。

〔添付書類〕道路使用許可証の表紙の写し

交通規制保安設備図（道路掘削を伴わない場合は必要なし）

(7) 給水装置工事竣工届

量水器設置および舗装本復旧が完了したら、２週間以内に提出してください。

撤去（臨時栓を除く）工事の場合は、当水道事業宛ての請求書・明細書を提出してください。

〔添付書類〕竣工図（平面図・配管詳細図・断面図・道路占用部分の材質、数量・土工定規図を記載すること）

工事写真２部（①着手前、②完了後（表示ピンが確認できること）、③本管埋設位置（境界からの距離・深さ）、④引込管分岐工、⑤止水栓・量水器の周辺部、⑥埋戻工（砂）、⑦埋戻工（砕石）、⑧舗装仮復旧工、⑨舗装本復旧工（基層）、⑩舗装本復旧工（表層）⑪保安設備（ガードマン・看板））

※舗装本復旧が一層の場合は⑨舗装本復旧工（基層）は必要ありません。

県道の場合は上記写真に加えて、①舗装切断工、②２０ｃｍごとの締め固め状況、③路盤工、④乳剤散布状況、⑤埋設テープ設置状況、⑥舗装厚確認、⑦舗装復旧範囲確認を添付し、２部提出すること。

※ 竣工届を提出しないとき、又は虚偽の資料を提出したときは、指定の取消し若しくは指定の停止に処せられるので注意してください。また、竣工届が未提出のときに、工事箇所で事故や漏水が発生したときの責任は、施工業者が負うことになります。

なお、竣工届を提出済みであっても竣工後の舗装の沈下等の瑕疵があった場合、道路管理者の指示に従い再施行を行うこと（市道・字道については、瑕疵担保責任期間を竣工後１年とする。その他は道路管理者の指示によるものとする。なお、施工内容等が大幅に異なるような重過失による瑕疵については、５年の瑕疵担保責任とする。）

(8) 給水装置工事変更届

給水装置工事申込書を提出後、記載事項や施工方法の変更をする場合に提出してください。

〔添付書類〕修正後の関係書類

(9) 給水装置工事取消届

給水装置工事申込書を提出後、工事を取消す場合に提出してください。

11. 工事の流れ（主に市道での新設の場合）

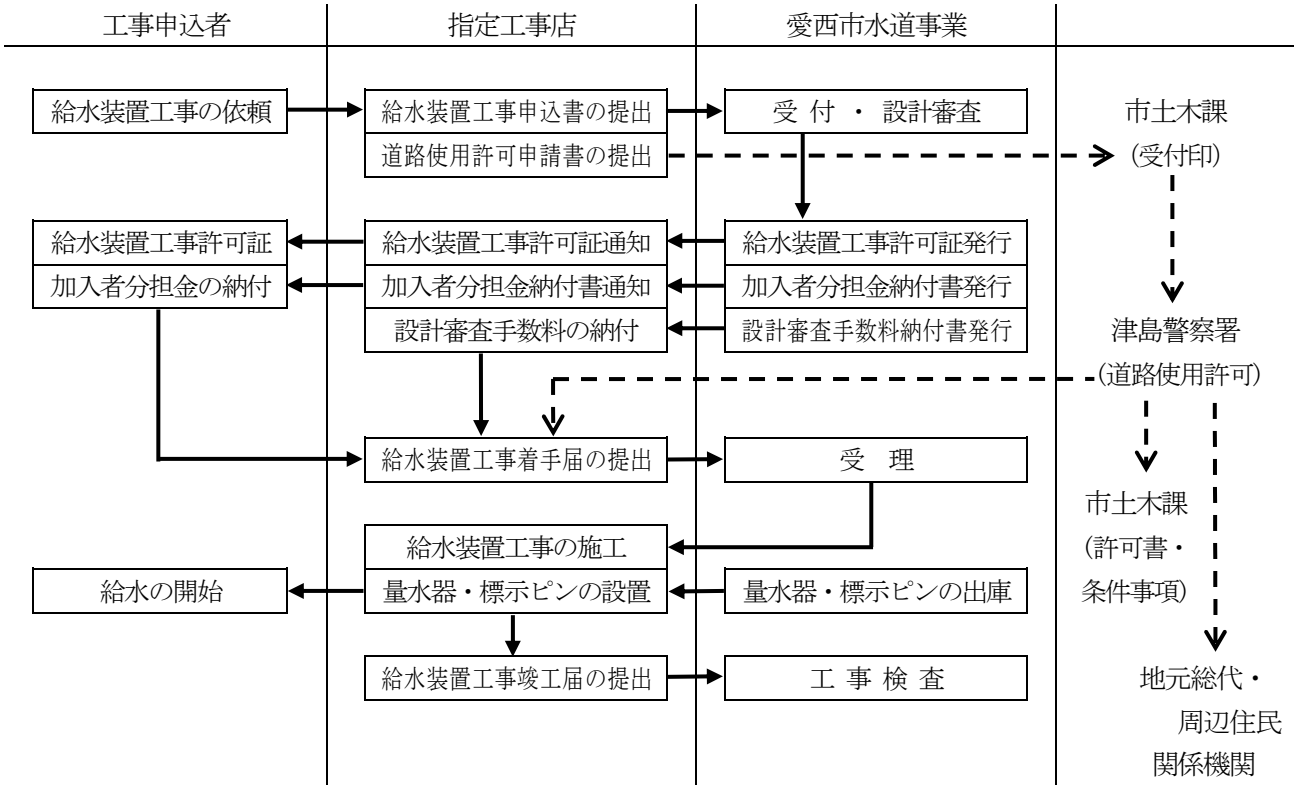

12. 加入者分担金・設計審査手数料

給水装置工事の許可がおりたら、給水装置工事許可証とともに、加入者分担金・設計審査手数料の納付書を発行します。工事は、必ず加入者分担金・設計審査手数料を納付してから行ってください。

分担金は納期限までに当水道事業窓口または市指定の金融機関で、手数料は当水道事業窓口で納付してください。

(1) 加入者分担金

次表により定める額を加入者分担金として、給水装置工事申込者から徴収します。

口 径	加入者分担金の額（税込）
φ１３mm	７２，６００ 円
φ２０mm	１６５，０００ 円
φ２５mm	２６４，０００ 円
φ４０mm	６８２，０００ 円
φ５０mm	１，０７８，０００ 円
φ７５mm	２，４２０，０００ 円
φ１００mm	市長が決定する額
官公署学校団体	市長が決定する額

口径変更の場合、増径のときは加入者分担金の間差額が必要です。減径のときは間差額の返還はしません。

撤去の場合、加入者分担金の返還はしません。

(2) 設計審査手数料

指定工事店が給水装置工事を施工するときは、あらかじめ設計審査を受け、かつ竣工後に工事検査を受けなければなりません。

給水装置工事申込み１件につき 100 円を、施工する指定工事店から徴収します。

13. 承認工事（配水管布設工事）について

給水を受けようとする敷地に接する道路に配水管がないとき、または配水管があっても引込戸数・世帯によりその口径を増径する必要があるときは、市長の承認を得て、申込者の費用負担にて配水管布設工事または布設替工事を行わなければなりません。

布設する配水管の最小口径はφ25㎜としますが、前述の基準に適合しない場合は上位の口径にする必要がありますので当水道事業の指示に従ってください。

工事完了後の配水管は、当水道事業に移譲移管されます。

また、承認工事に伴い当水道事業が増径工事・延長工事（以下「契約工事」と言う。）を行う場合があります。その場合、当水道事業が契約工事の設計を行い、当水道事業の積算方法により、承認工事設計額と契約工事設計額を算出し、その差額を施工する指定工事店と契約します。

13－１ 設計・施工について

(1) 配管について

- 布設する配水管の口径は、「４．配水管について」を参照すること
  なお、口径はφ25㎜ 及びφ40㎜、φ50㎜、φ75㎜、φ100㎜、φ150㎜、φ200㎜ を原則として使用すること
- 原則として、配水管の埋設深度は管上８０ｃｍとすること（市道･字道以外は当該道路管理者の指示による）
- 埋設標示テープを管上３０ｃｍ～５０ｃｍの位置に設置すること
- 他の構造物または埋設物との間に、原則３０ｃｍ以上の離隔をとること
- 交差点における仕切弁は、隅切りから交差点外へ 1.0m の付近に設置すること
- 配水管の管末は、引込管分岐部分から 0.5m 伸ばすこと
- 道路が行き止まりの場合は、管末に排泥弁を設置すること
- HIVP(RR)での布設の場合は、チーズやベンドの前後のゴム輪継手部分に離脱防止金具をつけること

(2) 使用材料について

- 使用材料は JWWA、JIS、自己認証の規格品および準拠品とすること（メーカーは問わない）
- 仕切弁は角型で右閉めのもの、仕切弁筐は愛西市章及び口径の表記されたものを使用すること
- 使用材料の詳細については、次表のとおり口径別とする

布設口径 ＼ 使用材料	φ２５mm・φ４０mm	φ５０mm・φ７５mm
直管	PP	HPP
継手	PP 継手、PV 継手	EF 継手 離脱防止機構のある HPP 継手
仕切弁 仕切弁両側	ソフトシール仕切弁 PP オネジ（メネジ）	ソフトシール仕切弁 ソフトシール仕切弁（EF 挿口付） メカ PP フランジ短管
橋梁・開渠水路の添架	SGP-VB 防食塗装または防食テープ 保温材	SGP-VB または DIP 防食塗装または防食テープ 空気弁

※φ５０mm・φ７５mmの近隣状況によっては、HIVP とする場合もある。
※φ１００mm以上の布設の計画は、事前に相談して下さい。（管種はDCIP(GX)もしくはHPP）

(3) 土工について（市道・字道の場合）

- 埋戻し構成について、管上３０ｃｍを砂で埋め戻して、その上は砕石を埋戻し舗装仮復旧を行うこと（管上が８０ｃｍ未満の場合は、上水道課の指示に従って下さい。）
- 舗装仮復旧は３ｃｍとし、十分養生してから本復旧を行うこと
- 市道幹線道路（１級・２級）の舗装本復旧は、密粒・粗粒各５ｃｍの二層とすること
- その他の道路の舗装本復旧は、密粒５ｃｍとすること
- 舗装本復旧は掘削より３０ｃｍの影響幅をとること。但し、影響幅をとったときに、残りの舗装が境界まで１００ｃｍ未満の場合は、その部分も本復旧すること。なお、着手前に道路上に亀裂やひび割れが確認できる場合には、その状況を写真に収め事前に協議・相談すること
  ただし、舗装が数年内にやり直しされており影響幅以上に施工する必要がないと認められたときにはこの限りではない
- 白線等については、仮舗装のときにはマーカー等で仮に復旧し、本舗装後に現況復旧すること
- 市道および字道以外については、当該道路等管理者の指示に従うこと

13－２ 関係機関協議について

「８．関係機関協議について」を参照してください。

13－３ 提出書類について

(1) 承認工事申込書

〔添付書類〕位置図（縮尺 1/2000 以上、工事場所を明示すること）
承認工事設計図（平面図・配管詳細図・土工定規図・土量計算表を記載すること）
使用材料表（名称・形状寸法・適用規格・製造者等を記載すること）

＜承認工事の場合＞

(2) 承認工事着手届

〔添付書類〕道路使用許可証の表紙の写し
交通規制保安設備図

(3) 承認工事竣工届

〔添付書類〕竣工図（平面図・配管詳細図・土工定規図を記載すること）
工事写真２部（①着手前、②完了後、③配水管布設状況（境界からの距離・深さ）、④本管取出し又は接続箇所、⑤各継手箇所、⑥仕切弁設置箇所、⑦埋戻工（砂・砕石）、⑧舗装復旧工（仮復旧・本復旧（基層・表層））、⑨保安設備（ガードマン・看板）を添付すること）
※舗装本復旧が一層の場合は、舗装本復旧工（基層）は必要ありません。

県道の場合は上記写真に加えて、①舗装切断工、②２０ｃｍごとの締め固め状況、③路盤工、④乳剤散布状況、⑤埋設テープ設置状況、⑥舗装厚確認、⑦舗装復旧範囲確認を添付し、２部提出すること。

＜契約工事の場合＞

(2) 着手届

〔添付書類〕現場代理人及び主任技術者届（経歴書・工事履歴・免状の写しを添付）
工程表

(3) 完了届

〔添付書類〕竣工図（平面図・配管詳細図・土工定規図を記載すること）

工事写真２部（①着手前、②完了後、③配水管布設状況（境界からの距離・深さ）、④本管取出し又は接続箇所、⑤各継手箇所、⑥仕切弁設置箇所、⑦埋戻工（砂・砕石）、⑧舗装復旧工（仮復旧・本復旧（基層・表層））、⑨保安設備（ガードマン・看板）を添付すること）

※舗装本復旧が一層の場合は、舗装本復旧工（基層）は必要ありません。

県道の場合は上記写真に加えて、①舗装切断工、②２０ｃｍごとの締め固め状況、③路盤工、④乳剤散布状況、⑤埋設テープ設置状況、⑥舗装厚確認、⑦舗装復旧範囲確認を添付し、２部提出すること。

工事日報

(4) 請求書